

高齢者等世帯向住宅への入居取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、市営住宅に高齢者等世帯の者を計画的に入居させるについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 高齢者等世帯向住宅とは、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）により建設した住宅で、別表第1に定める住宅をいう。

- 2 高齢者等世帯とは、60歳以上の単身者及び60歳以上の者を含む2人以上の世帯又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に記載された障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5の1級から4級に該当する者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級の精神障害者、障害の程度が児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者又は同程度の障害に相当すると認められる知的障害者を含む2人以上の世帯をいう。
- 3 50歳以上の単身者対応住宅の規格については、「浜松市営住宅への単身入居に伴う取扱要領」第3条の規定による。

(計画入居)

第3条 計画入居による住宅の区分は、次のとおりとする。

- (1) 中層耐火構造建住宅にあつては、1階部分とする。
- (2) 高層耐火構造建住宅等（エレベータ付）にあつては、適宜、高齢者等世帯向住宅を指定する。

(入居資格)

第4条 高齢者等世帯向住宅の入居資格者は、法及び浜松市営住宅条例（平成9年浜松市条例第73号。以下「条例」という。）に定める資格者で、高齢者等世帯であるものとする。

(入居管理)

第5条 募集期間内に高齢者等世帯向住宅に申込みがなかった場合は、空き家状況に応じて住宅ストックの有効利用を図るため、高齢者等世帯以外の利用に供することができるものとする。

- 2 入居期間中に、前条に定める条件に変更を生じた場合、又は前項により入居した世帯で一般世帯向き住戸に空き家が発生した場合は、住み替えを図ることができるものとする。
- 3 入居者が単身世帯となり、日常生活に支障をきたし、介護の必要が生じた場合は、社会福祉関係部において適切な対応をするものとする。

(その他)

第6条 この要領に、定めない事項については法及び条例の定めるところによる。

附 則

この要領は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 6 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 8 年 2 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定のうち、平成 6 年度遠州浜四丁目 15 - 1 の項第 1 種高層耐火構造 6 階の項に係る部分及び同項第 2 種高層耐火構造 6 階の項に係る部分は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 8 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の 1 の表中平成 8 年度遠州浜一丁目 23 - 2 の項高層耐火構造 9 階の項に係る部分は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 8 年度以前に建設された住宅については、平成 10 年 3 月 31 日までは従来の種類に従い、取扱いを行うものとする。

附 則

この要領は、平成 11 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 11 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 13 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年11月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

建設年度	位 置	構 造	戸 数	備 考
平成元年度	南区小沢渡町 1363番地	中層耐火構造3階 中層耐火構造4階	10戸	ちどり 101～105 まつ101・102 はぎ101・102
平成2年度	中区法枝町 20番地	中層耐火構造3階	18戸	栄101～106 船101～106 南101～106
平成3年度	中区和合町 27番地の164	中層耐火構造4階	16戸	馬生4-101～ 104 馬生3-101・102 1-101～104 2-101～104 馬生3-103・104
平成3年度	中区東伊場一丁 目9番2号	中層耐火構造4階	8戸	101～106 107・108
平成4年度	中区住吉一丁目 3番1号	中層耐火構造4階	8戸	1-101・102 2-101～104 1-103・104
平成4年度	中区住吉二丁目 26番1号	中層耐火構造4階	12戸	1-101～103 2-101～106 1-104～106
平成5年度	南区遠州浜一丁 目 1番1号	中層耐火構造3階 中層耐火構造4階	16戸	光1-101～104 光2-101～104 光3-101～108 福祉2戸含む

平成 5 年度	西山町 1907-2	中層耐火構造 4 階	10 戸	1 号棟 101 ~ 104 2 号棟 101 ~ 104 3 号棟 101・102
平成 6 年度	南区遠州浜一丁目 1 番 1 号	中層耐火構造 3 階 中層耐火構造 4 階 高層耐火構造 6 階	43 戸	光 7 101 ~ 104 光 8-101 ~ 106 福祉 2 戸含む 波 4 101 ~ 104 波 5 101 ~ 106 波 8-105 ~ 108 205 ~ 208 305 ~ 308 波 8-101 ~ 103 201 ~ 204 301 ~ 304
平成 7 年度	西区大平台三丁目 22 番 1 号	中層耐火構造 3 階 待機	8 戸	佐鳴 2 101 ~ 104 佐鳴 1 101 ~ 104
平成 8 年度	南区遠州浜一丁目 1 番 1 号	中層耐火構造 3 階 中層耐火構造 4 階	29 戸	光 6 101 ~ 103 光 5 101 ~ 106 光 4 101 ~ 104 みどり 4 201 ~ 203 301 ~ 303 401 ~ 403 みどり 2 101 ~ 103 みどり 1 102 みどり 3

建設年度	位 置	構 造	戸 数	備 考
平成 9 年度	西区大平台三丁目 22 番 1 号	中層耐火構造 3 階 中層耐火構造 5 階	1 6 戸	佐鳴 3 101 ~ 104 佐鳴 4 101 ~ 106 201 ~ 206
平成 10 年度	南区遠州浜一丁目 1 番 1 号	中層耐火構造 3 階	1 6 戸	波 1 101 ~ 104 波 2 101 ~ 104 福祉 波 3 101 ~ 104 波 6 101 ~ 104
平成 11 年度	中区中央一丁目 2 番 2 号	超高層耐火構造 21 階	8 戸	イーステージ浜松 (買い取り) 202、203 302、303 402、403 502、503
平成 11 年度	南区遠州浜一丁目 1 番 1 号	高層耐火構造 6 階	2 3 戸	波 7 101 ~ 308
平成 12 年度	東区有玉台三丁目 12 番 3 号	中層耐火構造 4 階 中層耐火構造 3 階	8 戸	1 号棟 101 ~ 1 04 2 号棟 101 ~ 1 04
平成 14 年度	東区有玉台三丁目 12 番 3 号	中層耐火構造 4 階 中層耐火構造 3・4 階	1 4 戸	3 号棟 101 ~ 1 06 4 号棟 101 ~ 204
平成 14 年度	東区北島町 547 番地	中層耐火構造 3 階	3 戸	101 ~ 103
建設年度	位 置	構 造	戸 数	備 考

平成 16 年度	東区笠井新田町 5 7 2 番地	中層耐火構造 3 階	6 戸	1 号棟 101 ~ 106
平成 17 年度	中区萩丘二丁 目 12 番 101 号	中層耐火構造 4 階	2 戸	丘棟 103 106
平成 18 年度	東区笠井新田町 572 番地	中層耐火構造 3 階	4 戸	2 号棟 101 ~ 104